

神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例

平成30年8月29日
条例第5号

(設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるため、神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計（以下「特別会計」という。）歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 9 日 条例第 3 号）
この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。